

# 不動産取得税の申告書等への マイナンバーの記載について



申告書・申請書等については、  
マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です。

- 申告書又は申請書を提出される場合は、不動産を取得された方や申請をされる方のマイナンバーを書類に記載してください。

## マイナンバーの記載が必要となる書類

- ・ 不動産取得申告書
- ・ 不動産取得税の減額申請書
- ・ 不動産取得税徴収猶予申請書 など

各種様式は、WEB

長崎県 不動産取得税

検索

- マイナンバーを記載した書類を提出する際は、窓口にて本人確認をさせていただきます。

## 窓口にて確認させていただく書類

### 【本人が提出する場合】

- ・ マイナンバーカード 又は 個人番号付住民票 + 運転免許証等

運転免許証等は運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書が必要です。

### 【代理人が提出する場合】 ~ のすべて

委任状(税理士の場合は税務代理権限証書) 裏面を参考に作成してください。

代理人のマイナンバーカード 又は 運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書

取得者本人のマイナンバーカード(写) 又は 個人番号付住民票(写) + 運転免許証等(写)

郵送の場合は、写しを添付してください。